

平成 27 年 度

事 業 計 画

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

公益社団法人宮崎県老人保健施設協会

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

〔総則〕

制度改革の方向性として、「在宅等住み慣れた地域の中で患者（利用者）の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠である」として、地域ごとの医療・介護・予防・生活支援・住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち地域包括ケアシステムづくりを推進していくことが近々の課題となっている。今後、さらに高齢化の進展による要介護者、認知症高齢者の増加、少子化に伴う生産年齢人口減少と介護老人保健施設（以下、老健施設）に限らず、介護を取り巻く環境はさらに厳しいものとなることが予測される中、老健施設が医療と介護の連携を図る重要な担い手として、この地域包括ケアシステムの構築に欠かすことのできない重要な施設であることは言うまでもない。そのためにも、要介護度や医療ニーズが高い者への対応、看取り対応、認知症対応など、様々な課題解決にあたり、老健施設本来の在宅復帰施設、在宅生活支援施設としての機能を強化していく事が重要である。

さらに今年度は、会員施設間の交流のみでなく、その他の関係団体と積極的交流を推し進め、これらの様々な課題を解決するための糸口を見出す年として行きたい。そのためには、昨年度以上に県民を対象とした講演会開催や他の介護保険施設職員も対象とした研修会の企画・開催、さらに多職種による技術指導（介護・リハビリ・栄養など）・調査研究等を行ない、より公益性を重視した活動を通じ、サービスの質向上を図っていく事とする。以上を達成するため、次に掲げる諸事業を多角的に実施していく。

1. 会議

(1)社員総会

- ① 定時社員総会は、定款第14条第1項の規定に基づき、年1回開催する。
開催の時期は、6月とする。
- ② 臨時社員総会は、定款第14条第2項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(2)理事会

- ① 定例理事会は、定款第36条第2項の規定に基づき、年2回以上開催する。
開催の時期及び回数は、6月に1回、3月に1回とする。
- ② 臨時理事会は、定款第36条第3項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3)常設委員会及び特別委員会

各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

2. 第12回宮崎県老人保健施設協会研究大会開催

開催地	宮崎県宮崎市
実施時期	平成27年11月7日(土)
大会会長	未定
対象者	大会参加対象者の範囲に準ずる。
大会テーマ	未定
会場	宮崎観光ホテル
内容	特別講演・演題発表(予定)
参加予定人員	500人
後援予定	宮崎県

3. 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上をはかり利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、専門性の向上・スタッフのスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を以下のとおり実施する。

【看護・介護研究部会】

研修事業

テーマ：施設での看取りケア（事例発表・グループワーク）

テーマ：感染予防について（講演）

テーマ：倫理について（講演）

施設見学（県西施設）

【高齢者ケアプラン研究部会】

研修事業

初任者研修会：包括的自立支援プログラム策定研修

内 容：介護老人保健施設での包括的自立支援プログラム策定研修として、ケアプラン作成に携わる初任者に指導・研修を行い、的確なケアプランの普及に努める。

同時に、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設職員も対象とする。

ケアプランリーダー養成研修会（講演）

内 容：介護老人保健施設におけるケアプラン作成及び評価の指導者を養成するために事例検討研修を行う。

【栄養・給食研究部会】

研修事業

特別講演：(テーマ・講師未定)

【支援相談員研究部会】

研修事業

研修会：(テーマ・講師未定)

普及啓発活動：小学校等への福祉教育への講師派遣や福祉のイベント等への協力

【リハビリテーション研究部会】

研修事業

内 容： 専門職向け研修会および一般市民向け講座
「転倒予防」「言語療法」ほか

【在宅支援研究部会】

研修事業

内 容：講演会および座談会

【事務長会】

研修事業

内 容：経営セミナー関連

内 容：事務担当者研修会（接遇等の研修）

4. 調査研究事業

介護老人保健施設の管理運営の適正化及びサービスの質の確保・向上に関する調査研究及び指導

【栄養・給食研究部会】

内 容 :

アンケート調査「県内の高齢者施設における食に関する実態調査」

【在宅支援研究部会】

内 容 :

アンケート調査「在宅復帰率等に関する調査」

5. 広報事業

【広報部会】

(1) 広報誌「老健みやざき」発行

年2回定期刊行。会員施設及び行政・関係団体に送付し、協会活動について広くPRする。

(2) ITを利用した広報活動

ホームページの再構築によって、本協会の活動報告や最新情報を迅速に提供し、老健施設の結束強化を図るとともに、広く県民に向けて老健施設や本協会に関する広報を行う。

6. 常設委員会事業

(1) 総務委員会

事業計画案・予算案の検討、関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。

(2) 事務長会

老人保健施設の管理運営面等における諸問題について、情報共有を図り安定経営に結びつけると共に事務担当者の育成に努める。

(3) 学術委員会

老健施設及びそこに働く各職種の質の向上と技術向上に寄与するべく、関連する各領域の調査・研究を会員施設の協力を得て実施する。また、講師派遣による出前講座（栄養教室・介護教室・学校訪問）を開催し、技術の普及啓発に努める。